

平成20年2月8日

介護給付費分科会 ヒアリング要旨

日本療養病床協会 副会長
徳島県 博愛記念病院 理事長
武久 洋三

- ① 地方の状況とこれから
- ② 病院から施設へ
- ③ 老健との機能の相異
- ④ 新しい施設の創設
- ⑤ 新しい施設に求められる機能
- ⑥ 過疎地や有床診の場合は

資料①

急変や看取りへの対応

	介護療養型医療施設	老人保健施設																												
施設内での死亡率 (あるいは看取り率)	26.9%	3.5%																												
死亡前2週間に実施した医療 処置(上位7つ)	<table border="1"> <tr><td>酸素療法</td><td>18.2%</td></tr> <tr><td>点滴</td><td>17.9%</td></tr> <tr><td>喀痰吸引</td><td>17.2%</td></tr> <tr><td>レントゲン検査</td><td>13.0%</td></tr> <tr><td>採血</td><td>11.6%</td></tr> <tr><td>抗生剤の投与</td><td>11.2%</td></tr> <tr><td>留置カテーテル類</td><td>10.9%</td></tr> </table>	酸素療法	18.2%	点滴	17.9%	喀痰吸引	17.2%	レントゲン検査	13.0%	採血	11.6%	抗生剤の投与	11.2%	留置カテーテル類	10.9%	<table border="1"> <tr><td>酸素療法</td><td>1.3%</td></tr> <tr><td>点滴</td><td>1.4%</td></tr> <tr><td>心臓マッサージ</td><td>0.6%</td></tr> <tr><td>留置カテーテル類</td><td>0.4%</td></tr> <tr><td>褥瘡の処置</td><td>0.2%</td></tr> <tr><td>経鼻栄養</td><td>0.2%</td></tr> <tr><td>胃ろうの管理</td><td>0.1%</td></tr> </table>	酸素療法	1.3%	点滴	1.4%	心臓マッサージ	0.6%	留置カテーテル類	0.4%	褥瘡の処置	0.2%	経鼻栄養	0.2%	胃ろうの管理	0.1%
酸素療法	18.2%																													
点滴	17.9%																													
喀痰吸引	17.2%																													
レントゲン検査	13.0%																													
採血	11.6%																													
抗生剤の投与	11.2%																													
留置カテーテル類	10.9%																													
酸素療法	1.3%																													
点滴	1.4%																													
心臓マッサージ	0.6%																													
留置カテーテル類	0.4%																													
褥瘡の処置	0.2%																													
経鼻栄養	0.2%																													
胃ろうの管理	0.1%																													
利用者の死亡が予想される 場合、施設内で看取ると回答 した施設	53.3%	19.4%																												

引用：厚生労働省発表 平成18年介護サービス施設・事業所調査結果の概況および厚生労働省療養病床から転換した老健施設における医療サービスの提供に関する参考資料

介護老人保健施設及び病院又は診療所に係る耐火基準について

	介護老人保健施設	病院又は診療所（療養病床）
建築基準法の 規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3階以上の階を介護老人保健施設とする場合、耐火建築物としなければならない。 ・ 2階の部分について床面積の合計が300㎡以上の場合、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。 （建築基準法第27条・別表第一（二）、建築基準法施行令第19条、第115条の3）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3階以上の階を病院又は診療所とする場合、耐火建築物としなければならない。 ・ 2階の部分について床面積の合計が300㎡以上の場合、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。 （建築基準法第27条・別表第一（二）、建築基準法施行令第19条、第115条の3）
介護保険施設の 基準省令の 規制	介護老人保健施設の建物は耐火建築物とすることとされている（療養室等を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない介護老人保健施設の建物は準耐火建築物とすることができる。）。 （基準省令第4条第1項）	なし。